

## 第1回 武蔵野市学校給食施設検討委員会 次第

- 日 時 : 平成29年3月9日(木) 午前10時～正午
- 場 所 : 武蔵野市役所 南棟4階 教育委員会室

### 次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局紹介
- 5 委員長・副委員長の確認
- 6 議事
  - (1) 検討委員会の目的と運営について
  - (2) 武蔵野市の学校給食及び学校給食施設の現状について
  - (3) 武蔵野市の児童生徒数の推移について
  - (4) 学校給食共同調理場における供給能力の検討について
  - (5) 学校給食施設の課題と今後の対応策について
  - (6) 今後の進め方について
  - (7) その他

### 配布資料

- 資料1 武蔵野市学校給食施設検討委員会設置要綱
- 資料2 武蔵野市学校給食施設検討委員会委員・ワーキングスタッフ等の名簿
- 資料3 武蔵野市学校給食施設検討委員会の運営案について
- 資料4 武蔵野市学校給食施設検討委員会傍聴要領(案)
- 資料5 武蔵野市学校給食施設の現状について
- 資料6 児童生徒数の推計
- 資料7 学校給食共同調理場における供給能力の検討結果について
- 資料8 市の各種計画における給食施設に関する記述について
- 資料9 児童生徒数の増加に伴う学校給食施設の課題と今後の対応策について
- 資料10 武蔵野市学校給食施設検討委員会 委員会の予定

### 参考

- ・武蔵野学校給食事業概要
- ・武蔵野市給食のあれこれ
- ・武蔵野市学校給食の献立作成及び給食調理の指針



## 武蔵野市学校給食施設検討委員会設置要綱

## (設置)

第 1 条 武蔵野市立の小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）へ給食を安定的に供給するための施設整備の在り方について検討するため、武蔵野市学校給食施設検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (所管事項)

第 2 条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武蔵野市教育委員会及び市長に報告する。

- (1) 市立学校の給食の必要数の見込みに関すること。
- (2) 給食共同調理場の建替えの計画及びスケジュールに関すること。
- (3) 給食共同調理場の建替えまでの間の市立学校への給食の供給についての対応策に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項

## (構成)

第 3 条 検討委員会は、別表に掲げる者及び職にある者をもって構成し、教育長が委嘱し、又は任命する。

2 検討委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員長は教育部長の職にある者をもって充て、副委員長は教育部教育企画課長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 4 条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (ワーキングスタッフ)

第 5 条 検討委員会の協議に必要な資料の作成その他検討委員会の補佐をするため、検討委員会にワーキングスタッフを置くことができる。

2 ワーキングスタッフは、検討委員会の構成員がその所属する職員のうち

から指名する。

(設置期間)

第6条 検討委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から平成29年8月31日までとする。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、教育部教育企画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成29年2月21日から施行する。

2 この要綱は、平成29年8月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

武蔵野市立小中学校長会を代表する者
武蔵野市立小中学校のPTAを代表する者
教育部長
財務部施設課長
教育部教育企画課長
教育部教育支援課長
一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団事務局長

## 武蔵野市学校給食施設検討委員会委員・ワーキングスタッフ等の名簿

## 委員

氏名	職
菅原 このみ	武蔵野市立関前南小学校校長
田極 政一郎	武蔵野市立第六中学校校長
中丸 尚子	武蔵野市立第三小学校PTA会長
後藤 真澄	武蔵野市立桜野小学校PTA会長
◎竹内 道則	教育部長
早川 千秋	財務部参事兼施設課長事務取扱
○大杉 洋	教育部教育企画課長
稲葉 秀満	教育部教育支援課長
北原 浩平	一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団事務局長

◎は委員長、○は副委員長

市及び(一財)武蔵野市給食・食育振興財団事務局長の職員においては、この名簿への記載をもって委嘱状の交付に代える。

## ワーキングスタッフ

氏名	職
伊藤 賢二	財務部施設課課長補佐兼施設主査
中田 知里	教育部教育支援課学校保健給食担当係長
高木 完治	一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団食育係長
柴田 祐介	一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団業務係主任

## 事務局

深見 操	教育部教育企画課課長補佐兼施設整備計画担当係長事務取扱
------	-----------------------------



平成29年3月9日  
第1回検討委員会資料

## 武蔵野市学校給食施設検討委員会の運営について

### 1 会議を公開することについて

(案) 検討委員会は原則として公開します。ただし、検討委員会委員の合意により非公開とすることができます。

### 2 傍聴要領について

(案) 傍聴のルールについての案は別紙(資料4「武蔵野市学校給食施設検討委員会傍聴要領(案)」)のとおりです。

### 3 会議要録について

(案) 会議要録を作成し、市のホームページに掲載します。

掲載内容 … 日時、場所、出席者、議事、発言者(委員名は非公開)、発言内容。

### 4 会議の時間について

(案) 会議の時間については、原則として2時間以内とします。ただし、委員の合意を得て、延長することができます。

### 5 会議の日程・場所について

#### (1) 次回以降の日程について

後ほどご説明する日程について、日程調査票により調整させていただきます。

#### (2) 会議の開催場所について

(案) 原則として、市役所で開催したいと思います。

### 6 会議の連絡について

(案) 事務局から委員の皆様への連絡手段は、原則としてメールとし、メールに添付できない資料をお送りする場合や、至急の場合にのみ電話・ファックス・郵送・交換便等を使用します。

皆様から事務局へご連絡をいただく場合は、メールに限定するものではありません。





## 武蔵野市学校給食施設検討委員会傍聴要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、武蔵野市学校給食施設検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴人の定数）

第 2 条 傍聴人の定数は原則として10人とする。

（傍聴の手続）

第 3 条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催当日に自己の住所、氏名及び電話番号を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴席以外の入場禁止）

第 4 条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、委員会が、職務執行上支障があると認める者

（傍聴人の守るべき事項）

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第 7 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員会の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第 8 条 傍聴人は、委員会の会議を非公開とする委員会の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

（係員の指示）

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、委員会の委員長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成29年3月9日から施行する。

## 学校給食施設の現状について

## 1 学校給食施設の概要

## (1) 武蔵野市立学校給食桜堤調理場

- ①所在地 武蔵野市桜堤 1-7-23
- ②敷地面積 1,819.14 m<sup>2</sup>
- ③建築面積 624.93 m<sup>2</sup>
- ④延床面積 813.33 m<sup>2</sup>
- ⑤構造 鉄筋コンクリート造 2階建て
- ⑥開設年月 昭和 42 年 6 月開設
- ⑦用途地域 第一種中高層住居専用地域  
建ぺい率 60% 容積率 200%
- ⑧利用状況 武蔵野市立の全中学校（6校）に給食を提供している。  
平成 28 年度の提供食数は 2,020 食程度である。

## (2) 武蔵野市立学校給食北町調理場

- ①所在地 武蔵野市吉祥寺北町 4-11-30
- ②敷地面積 1,500.00 m<sup>2</sup>
- ③建築面積 890.66 m<sup>2</sup>
- ④延床面積 1,279.94 m<sup>2</sup>
- ⑤構造 鉄筋コンクリート造 3階建て
- ⑥開設年月 昭和 48 年 4 月開設
- ⑦用途地域 第一種住居専用地域 建ぺい率 60% 容積率 200%
- ⑧利用状況 武蔵野市立小学校 8 校に給食を提供している。  
平成 28 年度の提供食数は 3,720 食程度である。

## (3) 単独調理場

上記の共同調理場以外に小学校 4 校が自校調理で給食を提供している。  
竣工根月と平成 29 年 2 月現在、提供食数は下記のとおりである。

- ①第五小学校（昭和 36 年 3 月開設） 460 食程度
- ②境南小学校（昭和 51 年 3 月開設） 580 食程度
- ③本宿小学校（昭和 53 年 9 月開設） 380 食程度
- ④桜野小学校（平成 22 年 10 月開設） 910 食程度



## 児童生徒数の推計

児童生徒数の推計では、小学生は今後、10年間増え続け、ピーク時の平成38年度には7,112人になると予想されており、これは、平成28年度と比べると1,635人増の約30%増となります。また、中学生も今後、15年間増え続け、ピーク時の平成43年度には2,678人になると予想されており、これは、平成28年度と比べると882人増の約33%増となります。

## 平成28年 児童生徒数推計

(単位：人)

	基準人口			推計人口																				
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年	平成38年	平成39年	平成40年	平成41年	平成42年	平成43年	平成44年	平成45年	平成46年	平成47年	平成48年	平成49年
北町調理場参加校	3,183	3,265	3,343	3,372	3,488	3,624	3,723	3,925	4,038	4,199	4,348	4,434	4,478	4,406	4,359	4,246	4,084	3,912	3,772	3,658	3,573	3,520	3,486	3,516
自校調理校	1,961	2,062	2,134	2,246	2,300	2,435	2,463	2,530	2,580	2,612	2,665	2,648	2,634	2,576	2,515	2,406	2,280	2,147	2,029	1,940	1,867	1,814	1,781	1,779
小学校児童合計	5,144	5,327	5,477	5,618	5,788	6,059	6,186	6,455	6,618	6,811	7,013	7,082	7,112	6,982	6,874	6,652	6,364	6,059	5,801	5,598	5,440	5,334	5,267	5,295
桜堤調理場参加校(中学校生徒合計)	1,797	1,793	1,796	1,843	1,877	1,931	2,007	2,048	2,108	2,158	2,221	2,317	2,396	2,530	2,561	2,634	2,651	2,678	2,629	2,513	2,401	2,284	2,182	2,062
児童生徒合計	6,941	7,120	7,273	7,461	7,665	7,990	8,193	8,503	8,726	8,969	9,234	9,399	9,508	9,512	9,435	9,286	9,015	8,737	8,430	8,111	7,841	7,618	7,449	7,357



## 学校給食共同調理場における供給能力の検討結果について

### 1 両調理場における提供可能食数の検証結果について

一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団では、今後の市内における児童生徒数増加に伴い、両共同調理場における供給能力の検証を、作業、設備及び保管の観点から行った。その結果、北町調理場では現在一日約3,700食程度を供給しているが、3,800食程度が提供可能食数であるという検証結果となった。また、桜堤調理場では現在一日約2,000食程度を提供しているが、現状の設備のままでは、2,100食程度が提供可能食数であるという結論となった。

### 2 両調理場の推定食数と供給能力を超える食数

#### ■北町調理場（小学校8校：最大提供食数3,800食）

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H38
推定食数	3,744	3,780	3,905	4,058	4,171	4,394	4,523	4,703	5,016
実績	3,720								
供給超過食数 (推定食数-3,800)	—	—	105	258	371	594	723	903	1,216
									*ピーク

※小学校提供食数＝児童数 x 1.12

#### ■桜堤調理場（中学校6校：最大提供食数2,100食）

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H43
28年推定	1,994	2,048	2,081	2,146	2,226	2,274	2,340	2,395	2,971
実績	2,020								
供給超過食数 (推定食数-2,100)	—	—	—	46	126	174	240	295	874
									*ピーク

※中学校提供食数＝生徒数 x 1.11





## 市の各種計画における給食施設に関する記述について

### (1) 武蔵野市第五期長期計画・調整計画

学校教育における食育推進のため、全小学校への自校調理施設の配置を学校の改築の時期を踏まえて計画的に進めるとともに、地域人材の活用を含めて効率的な施設運営を行っていく。また、全世代を対象とした食に関する啓発を推進するセンター的機能を兼ね備えた、中学校の新たな共同調理場の設置を検討する。

### (2) 武蔵野市学校施設整備基本方針

学校での食育推進のため、財政状況やコストも勘案しながら、小学校には給食の自校調理施設を配置します。

### (3) 武蔵野市公共施設等総合管理計画

学校給食調理施設については、食育のさらなる充実などを考慮し、財政状況やコストを勘案したうえで、小学校は自校調理施設の配置、中学校は新たな共同調理場の設置を基本として検討する。ただし、義務教育学校とする場合は、全校への設置を検討する。



## 児童生徒数の増加に伴う学校給食施設の課題と 今後の対応策について

### ●児童生徒数の増加に伴う学校給食施設の課題

児童生徒数の推計（資料6）及び学校給食共同調理場における供給能力の検討結果（資料7）から、北町調理場参加校の小学校8校に提供する給食数が、平成30年度には3,900食を超え供給能力を105食上回り、その3年後の平成33年度には4,394食となり供給能力を約600食上回ることになる。また、その後も児童数の増加が続き、平成38年度には5,000食を超え現在の供給能力を1,216食上回り、現在の調理施設では供給が困難となる状況である。

### 案1 市立学校に単独調理施設を併設する

#### 直ちに校舎等に整備する場合

- ・施設整備上の課題があり、既存校舎校庭のままでは設置できるか検討が必要である。
- ・児童数の増加を踏まえると、新たに設置しても市全体の給食供給能力が足りるか検討が必要である。

#### 改築時に建設する場合

- ・時間がかかり児童増加に間に合わない可能性がある。

### 案2 自校調理校の学校から他校へ供給

- ・自校調理で給食を提供している小学校から他校へ給食を提供する場合、建築基準法上、建物用途が「工場」になるため、建築基準法上のクリアすべき課題がある。
- ・自校調理校は、他校への供給を前提に施設を整備していないため、配送車の運搬など必要な施設整備を検討する必要がある。
- ・児童数の増加を踏まえると、調理施設能力が足りるか検討が必要である。

### 案3 共同調理施設を新しく建設する

- ・建築基準法上建物用途が「工場」に該当するものであり、市全域の8割以上が住居系の用途地域となっている状況下において、市が所有する土地の中から建設地を選定するには、周辺地域の住居環境等様々な見地から検討する必要がある。
- ・新たな共同調理場の建設には、用地の選定、設計、工事などに一定の期間がかかるため、現在の学校給食施設の供給能力では食数の不足が見込まれるため、短期的な対応策も検討する必要がある。



## 武蔵野市学校給食施設検討委員会 委員会の予定

	日程 (平成 29 年)	議事 (案)
第 1 回	3 月 9 日 (木)	検討委員会の運営について 武蔵野市の学校給食について 武蔵野市の児童生徒数の推移について 学校給食施設の現状等及び課題の整理
第 2 回 ※ 1	4 月下旬	学校給食施設の課題に対する解決策の検討
第 3 回	5 月下旬	新調理施設について
第 4 回	6 月下旬	短期的課題への対応について 中間報告案について※ 2
第 5 回	7 月下旬	中間報告に対する意見の報告 配送計画・事業スケジュールの確認 最終報告案について

※ 1 第 2 回目以降は委員会の運営支援の事業者が入ります。

※ 2 中間報告について、パブリックコメントを実施する予定です。